

上下水道 だより

💧 館山浄水場の廃止について

前号の「よねざわ上下水道だより（第4号）」では「館山浄水場の廃止」についてお知らせしましたが、今号では、廃止に伴う工事の概要と今後のスケジュール（予定）をお知らせします。

1 工事の概要

館山浄水場を廃止することにより、館山浄水場の水道水を供給している地域へは、山形県企業局の「笹野浄水場」の水道水を供給します。

その方法として、綱木川ダムの水を笹野浄水場へ送るための導水トンネル内に送水管を布設するとともに、新配水池・送水ポンプ場・配水管等の整備を行います。

なお、現在、館山浄水場の水道水を供給している地域は、館山、矢来、広幡町、六郷町、窪田町の一部、成島町の一部、小野川町の一部、赤芝町、大字築沢の一部です。

笹野浄水場の水道水を館山配水区及び小野川配水区に供給するための工事のイメージ図



2 今後のスケジュール（予定）

令和3年度	新配水池用地取得及び全体事業の実施設計業務
令和4年度	工事（新配水池 送水ポンプ 送水管 配水管） ※令和7年度の供用を目指します。
令和7年度	
令和8年度	
令和8年度	館山浄水場及び配水池の解体



上下水道料金のスマホ決済について(令和3年4月1日発行分から利用開始)

関係業務課企画係

上下水道料金（水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料）について、令和3年4月1日以降に発行する納入通知書からスマートフォン決済アプリを利用して、いつでも、どこでも納付できるスマホ決済が利用可能となります。

利用できる料金等の種類	利用できるスマートフォン決済アプリ	使用方法
・水道料金 ・公共下水道使用料 ・農業集落排水施設使用料	Pay Pay（Pay Pay請求書払い）	https://paypay.ne.jp/
	LINE Pay（LINE Pay請求書支払い）	https://pay.line.me/
	PayB	https://payb.jp/
	支払秘書	https://wellnet.jp/

●納付方法

(1) 必要なもの

- 1 納入通知書
- 2 スマートフォン ※あらかじめ各アプリをダウンロードし必要事項を登録しておく必要があります。

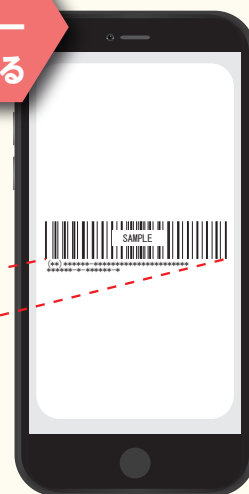
(2) 納付手順

- 1 アプリを起動し、納入通知書に印字されたコンビニ収納用バーコードを読み取る。
- 2 支払い内容を確認し、支払いボタンを押す。
※アプリによってはパスワードの入力が必要な場合があります。
- 3 支払完了画面が出て支払い終了。

Step 1

スマートフォンで
納入通知書のバー
コードを読み取る

納入通知書



●ご利用上の注意事項

以下の納入通知書はご利用できません。

- 1 バーコードが印刷されていない納入通知書
- 2 納期限を過ぎた納入通知書
- 3 汚れや破損によりバーコードが読み取れない納入通知書
- 4 金額を訂正した納入通知書
- 5 納入通知書 1 枚あたりの金額が30万円を超える納入通知書（LINE Payは5万円以上の納入通知書）

●スマートフォン決済アプリを利用する場合の注意点

- 1 領収書は発行されません。納付履歴は各アプリの「利用明細」で確認できます。
領収書が必要な場合は、金融機関又はコンビニエンスストアで納付してください。
- 2 納付後の取り消し、変更はできません。
- 3 重複納付（スマホ決済に加え別の方法による納付）にご注意ください。スマホ決済で納付後の納入通知書は、再度ご使用にならないでください。
- 4 納付の際の手数料はかかりません。アプリ使用時の通信料は利用者負担となります。

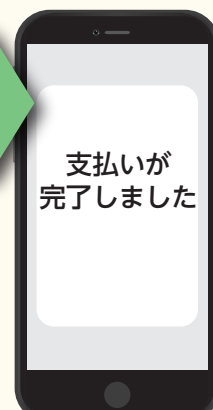
Step 2

支払い内容を確認し、支払い
ボタンを押す。



Step 3

支払い完了画面
が出れば支払い
終了！



💧 引っ越しの際の水道の手続を忘れずに

問 上下水道部料金窓口・水道センター TEL22-4511 FAX26-8318（8時30分～18時 ※日曜日及び祝日を除く）
E-mail gyoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

【退去する時】所有者または管理人に確認し、引っ越しをする前に届出又はご連絡ください。水栓Noが分かる場合はお知らせください。なお、**連絡がない場合は引き続き使用しているものとみなし、料金を請求します**ので、ご注意ください。
※メータ・止水栓周辺の除雪をお願いします。

退去時の届出		お手続き方法					料 金
		来庁	Tel	郵送	Fax	E-mail	
精 算	開栓中（使用継続）のまま、現在の使用者の料金の区切りをつける場合です。精算した後に使用者がいないときは、所有者に料金を請求します。	○	○	×	×	×	検針日を基準として算定します。
中 止	料金の区切りをつけ、水道水が出ないように閉栓（止水栓止め）を行う場合です。中止中は基本料金が掛かりません。	○	○	○	○	○	【異動日が検針日よりも前の場合】 当月分の使用料金となります。
廃 止	今後、水道を使用する見込みがない場合です。所有者が捺印のうえ、異動届（廃止）を提出してください。再び使用するときは新たな給水契約となり、加入金や工事費の負担が必要です。	○	×	○	×	×	【異動日が検針日以降の場合】 検針日～異動日の使用料金は翌月分として請求します。

【入居する時】所有者又は管理人に確認し、引っ越しをする前に届出又はご連絡ください。

入居時の届出		お手続き方法					料 金
		来庁	Tel	郵送	Fax	E-mail	
使用者異動	開栓中で使用者が変わる場合	○	×	○	○	○	検針日を基準として算定します。 検針をした日の属する月をその月分とし、翌月請求となります。 異動日（使用開始日）から検針日までの分がその月分となります。
再 開 栓	閉栓中で水道を開栓する場合	○	○	○	○	○	

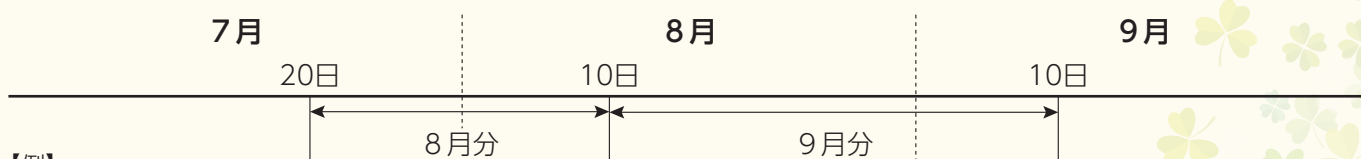
届出の様式は市ホームページからダウンロードできます。 <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/2047.html>



料金請求	◆その月分の請求は、翌月10日頃、納入通知書を送付しますので納期限（月末）までお支払いください。 口座振替の場合は、翌月26日（土日・祝日の場合は翌営業日）となります。 ◆月の中から使用されたときは、使用日数等によっては基本料金が半額になる場合があります。詳細はお問い合わせください。
検 針 日	◆検針日は設備の所在により決められています。「検針のお知らせ」または市ホームページをご覧ください。
井 戸	◆井戸のお手続きについては、お問い合わせください。

【例】

検針日が毎月10日で、7月20日に入居した場合を例にすると、7月20日から8月10日まで使用した分は8月分の使用料金となります。



【例】

検針日が毎月10日で、8月15日に入居した場合を例にすると、8月15日から9月10日まで使用した分は9月分の使用料金となります。



公共下水道事業受益者負担金・分担金の受益者変更について

問 業務課企画係

受益者負担金等の納入途中または徴収猶予中において、対象となる土地が売買などにより所有権移転となった場合、受益者を変更する際は「受益者変更届」を提出してください。届け出がない場合は、旧受益者の負担となりますのでご注意ください。

なお、土地の売買において、仲介事業者は、重要事項説明義務として当該土地の受益者負担金等の有無について、調査及び説明をする義務があります。

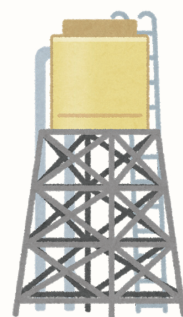


貯水槽水道（受水槽）の衛生管理について

問 業務課給排水係

貯水槽水道（受水槽）は管理が不十分だと水道水が汚染されることがありますので適正な管理をお願いします。

- ① 受水槽の清掃点検は年1回以上定期的に行ってください。
- ② 受水槽内の水が有害物や汚水等によって汚染されないように定期的に点検を行い、点検等により欠陥等が確認された場合は、すみやかに改善措置を行ってください。
- ③ 受水槽の点検口は施錠し、鍵の保管場所の確認をお願いします。
- ④ 給水栓（蛇口）での水の色、濁り、臭い、味などについて日ごろから注意してください。
- ⑤ 供給する水が人の健康を害するおそれがあると分かった時は、直ちに給水を停止し、利用者及び米沢市上下水道部に連絡ください。
- ⑥ 受水槽の容量10トンを超えた場合は「簡易専用水道」に該当するため、設置者は、水道法で定める基準に従い、その施設を管理することが義務付けられています。
- ⑦ 点検結果については、入居者等に周知するよう努めてください。



! 簡易専用水道は、1年に1回以上、定期的に厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関に依頼して簡易専用水道の管理状況及び水質の検査を受けてください。

【参考】米沢市内 貯水槽清掃業者

業者名	(株)エービーエム	(株)銅屋	(株)厚生社	三友設備	(株)シグマ
電 話	0238-37-5733	0238-22-4126	0238-23-8105	0238-23-5381	0238-37-6133

米沢市内 水質検査業社

業者名	ネクスト環境コンサルタント(株)	(株)江東微生物研究所(米沢営業所)
電 話	0238-29-0025	0238-37-7500

グリーストラップの適正な維持管理について

問 業務課給排水係

飲食店（ラーメン店、焼肉店及び中華料理店等）や業務店厨房施設の排水は、油脂類を多く含む汚濁負荷が高いことから、グリーストラップ等の除害施設を設置して適正に処理することが必要です。維持管理が適正でないと下水道管の中で油脂分が固まるため下水道管を詰まらせてしまう原因となり、マンホールからの汚水流出や悪臭が発生して周辺に住む方々の迷惑になります。また、害虫や病原菌の発生等が考えられるため定期的に清掃し、適正に維持管理してください。

【維持管理方法】

- ① ゴミ取りのバスケットに溜まった残飯や生ゴミ等を毎日確認してゴミ等を除去してください。
- ② 油脂類は週に1回程度（油脂類を多く使用する施設では毎日）水面に浮上している油脂類を除去してください。
- ③ 汚泥処理については、月に1回程度グリーストラップの底に溜まった汚泥（沈殿物）を除去して槽内を清掃してください。

! 槽内の汚泥（沈殿物及び油脂類）の除去については、専門業者に委託するなどして産業廃棄物としての適正に処理をしてください。

! 維持管理が不適切で閉塞等の事故が発生した場合、下水道管の閉塞解除作業費は、原因者の負担になります。

